

NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ
コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ(以下「法人」という。)のコンプライアンス推進に関し必要な事項を定めることにより、法人の役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢の確立を目的とする。

(基本方針)

第2条 法人の役員及び職員、ボランティア(以下「役職員等」という。)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、代表理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(コンプライアンス統括部門)

第5条 法人事務局をコンプライアンス統括部門とする。

2 コンプライアンス統括部門は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (3) コンプライアンス違反の関係者の処分の検討及び再発防止策の策定
- (4) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第6条 役職員等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事またはコンプライアンス統括部門の職員に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス統括部門の職員は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告する。

3 コンプライアンス統括部門は、前項の報告について、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第7条 法人は、役職員に対しコンプライアンスに関する研修を定期的 to 実施する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和6年1月1日から施行する。